

# 事務所通信

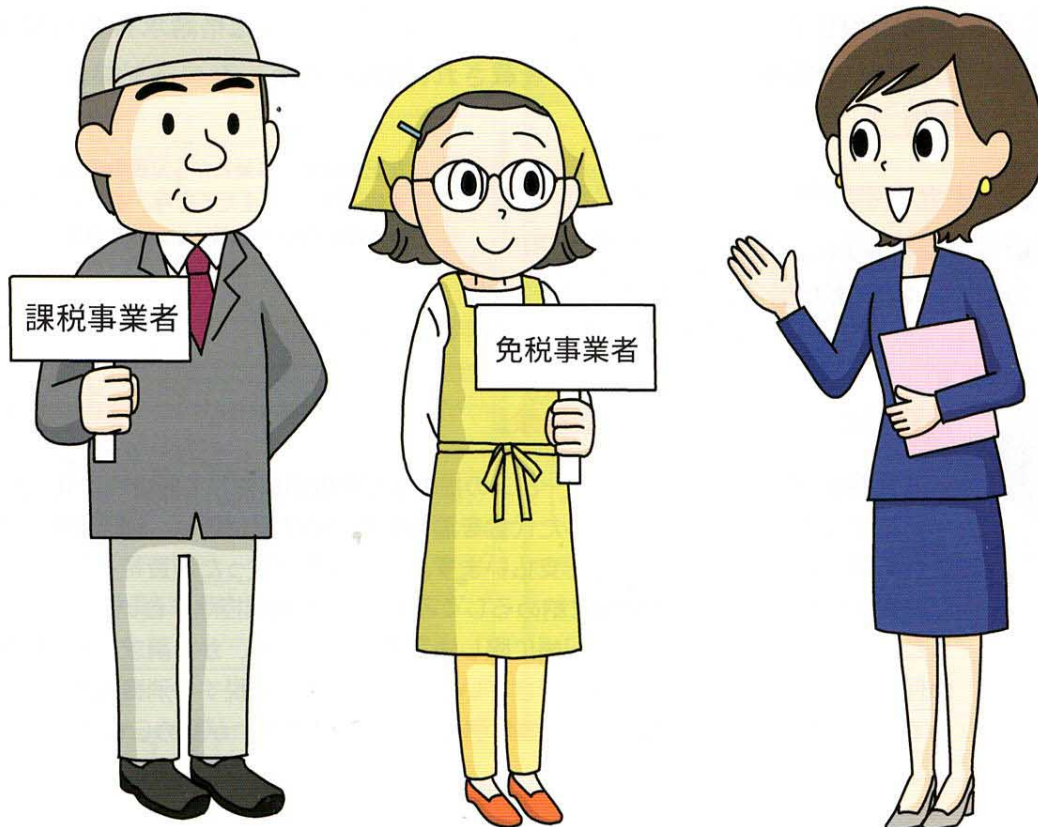
消費税インボイス制度特集号

先手  
必勝!

## 消費税対応は まず事業者登録から

令和3年10月1日から「**適格請求書発行事業者**」の登録申請がスタート!

消費税の新制度への対応には、事前準備が必要です。  
まずは、事業者登録の申請を早めに行いましょう。



# 1 「適格請求書発行事業者」登録は、なぜ必要?



なぜ、「適格請求書発行事業者」登録を  
しなくてはいけないのですか?



令和5年10月1日に「適格請求書等保存方式」が導入されるためです。これは経営に影響する重要な変更で、対応に準備が必要です。登録申請は早めに行いましょう。

## (1) 経営への影響 —— 仕入税額控除のためには必須

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。課税事業者である買い手は、「適格請求書（インボイス）等\*」を保存しないと仕入税額控除ができなくなります。「適格請求書等」は「適格請求書発行事業者」だけが発行できるため、売り手は登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。新制度導入後は、買い手が、売り手に対して「適格請求書発行事業者」であることを求めるようになる予想されます。

なお、「適格請求書発行事業者」登録は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかに関係ありません。また、消費者や免税事業者へは「適格請求書等」の交付義務がありません。

\*「適格請求書等」とは、一定の事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等をいいます（4・5頁参照）。

### ●事業者が納付すべき消費税額の計算方法

納付すべき消費税額 = 課税売上にかかる消費税額 - 課税仕入等にかかる消費税額  
↳ 「仕入税額控除」といいます。

## (2) 登録事業者は国税庁が公表

上述のように事業者の仕入税額控除に大きく影響することから、「適格請求書発行事業者」に登録した事業者の氏名や登録番号等は登録簿に登録され、国税庁のホームページで公表されます。

### ●具体的な公表事項

- 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- 登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
- 法人の場合、本店または主たる事務所の所在地

左記のほか、事業者から公表の申出があった場合

- 個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
- 人格のない社団等：本店または主たる事務所の所在地



知っておこう!

### 消費税のしくみと「仕入税額控除」

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課されます。例えば、小売業者は商品を消費者に販売した代金を消費税を含めて受け取り、卸売業者等から仕入れた際に消費税を含めて代金を支払います。この「受け取った消費税」から「支払った消費税」を差し引いて消費税を納めるしくみを、「仕入税額控除」といいます。

このとき、売上や仕入などの記帳に際し法定事項を記帳し、かつ請求書や領収書などの保存が必要です。記帳と保存ができていない場合には、納税する消費税額の計算において、課税仕入にかかる消費税額を差し引く「仕入税額控除」が認められません。



# 3 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」とは?



そもそも、「適格請求書等保存方式」とはどんな制度ですか?



「適格請求書等保存方式」は、仕入税額控除を受けるために、売り手から発行された「適格請求書等」(登録番号をはじめ、定められた事項が記載された請求書)の保存が求められるしくみをいいます。

## (1) 企業間の取引で必要になる「適格請求書(インボイス)等」

仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿や請求書等の保存が必要となりますが、この保存すべき請求書等が「適格請求書(インボイス)等」に変わります。これを「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」といいます。

「適格請求書等」とは、企業間の取引(B to B)において、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号などの一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシート等の書類や電子データです。

現行の「区分記載請求書」の記載事項に加え、登録番号等の記載が追加されます(右図参照)。

## (2) 不特定多数の者に販売する事業者が発行できる「適格簡易請求書」

すべての取引が消費者と行われるのであれば「適格請求書発行事業者」になる必要はありません。しかし、小売業など、多くが消費者との取引(B to C)であっても、企業との取引で領収書が求められることがあります。その場合は「適格請求書等」が必要です。

このような、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、「適格請求書」に代えて、「適格簡易請求書」を発行することができます(右図参照)。

## (3) 適格請求書等の交付義務が免除されるケース

適格請求書等を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送  
(税込み3万円未満のものに限る)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売  
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行う農林水産物の販売  
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる商品の販売等  
(税込み3万円未満のものに限る)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る)

● 適格請求書の記載事項

**請 求 書**

(株)〇〇御中 △△商事(株)  
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\*軽減税率対象

下線の項目が、「区分記載請求書」の記載事項に追加される事項です。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み） および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

● 適格簡易請求書の記載事項

**領 収 書**

スーパー〇〇 東京都・  
登録番号 T012345...

××年11月30日

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
		(内 消費税額 ¥24)
10%対象		¥550
		(内 消費税額 ¥50)
お預り		¥1,000
お釣		¥126

\*軽減税率対象

適用税率または消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

下線の項目が、「区分記載請求書」の記載事項に追加される事項です。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—」より作成

(4) 税額の端数処理の留意点

「適格請求書等」の記載事項「税率ごとに区分した消費税額等」に、1円未満の端数が生じる場合、一の適格請求書等につき、税率ごとに1回の端数処理<sup>※1</sup>を行います。したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして計算します<sup>※2</sup>。

※1：端数処理は、「切上げ」「切捨て」「四捨五入」など任意の方法で行います。

※2：例えば、一の適格請求書等に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません。



知っておこう！

個人事業者の登録番号

適格請求書等の記載事項である登録番号は、法人事業者の場合は「T+法人番号」、個人事業者の場合は「T+13桁の数字<sup>\*</sup>」とされています。

※13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となり、登録されるまで判明しません。

# 4 免税事業者はどう対応する？



取引先から課税事業者かどうか尋ねられたけど、どうしてですか？



免税事業者からの仕入では、取引先で仕入税額控除ができないからです。課税事業者になることの検討が必要かもしれません。

## (1) 免税事業者は「適格請求書（インボイス）等」を発行できない

「適格請求書（インボイス）等」を発行できるのは、課税事業者が登録できる「適格請求書発行事業者」に限られます。そのため、免税事業者が「適格請求書等」を発行するためには課税事業者になる必要があります。

「適格請求書発行事業者」の登録を受けた後は事業者免税点制度の適用はなくなり、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告と納付が必要になります。



知っておこう！

### 課税事業者と免税事業者

- 課税事業者 … その課税期間の基準期間※における課税売上高が1,000万円超の事業者は課税事業者になり、消費税の申告および納付を行う必要があります。
- 免税事業者 … 基準期間※における課税売上高が1,000万円以下の事業者は免税事業者になり、原則として消費税の申告および納付を行う必要はありません。

※基準期間：個人事業者は前々年、法人は前々事業年度。

## (2) 課税事業者との取引がある免税事業者の場合

免税事業者など「適格請求書発行事業者」以外の者から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けられません。例えば、設例①②のように、製品を仕入れた相手が課税事業者か免税事業者かで、課税事業者であるCホームセンターは消費税の納付税額が変わってしまいます。

### 設例① Cホームセンターが課税事業者であるA工房から仕入れた場合

	A工房 (課税事業者)	Cホームセンター (課税事業者)	消費者
取引	請求金額 44,000円 (売上げ 40,000円) 消費税① 4,000円	請求金額 99,000円 (売上げ 90,000円) 消費税② 9,000円	支払総額 99,000円
		支払金額 44,000円 (仕入れ 40,000円) 消費税① 4,000円※	
消費税	納付税額 ①=4,000円	納付税額 ②-①*=5,000円	消費者が負担した消費税 9,000円

注：消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。

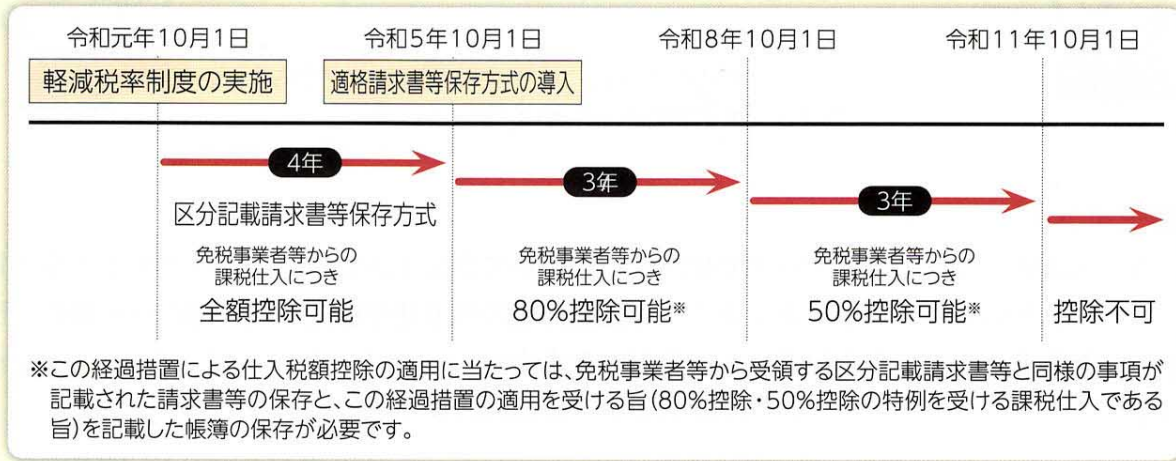
※仕入税額控除

**Cホームセンターの消費税の納付税額：5,000円**

### (3) 経過措置

「適格請求書等保存方式」の導入から6年間は、免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる次のような経過措置が設けられています。

#### ●経過措置を適用できる期間



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要 —インボイス制度の理解のために—」より作成

### (4) 免税事業者が検討すべきことは？

事業の実態等を踏まえ、次のような場合を想定して、課税事業者を選択する（「適格請求書発行事業者」の登録申請をする）かどうかを検討しましょう。

- ① 顧客が消費者のみの場合には、必ずしも「適格請求書等」を発行する必要はありません。
- ② 課税事業者を選択をすると消費税の申告・納付が必要になります。
- ③ お客さまや取引先から「適格請求書等」の発行を求められる可能性があります。
- ④ 「適格請求書等」を発行できないと、課税事業者の取引先から消費税分の値引きを要求されたり、取引が見直されたりする懸念があります。

つまり、Cホームセンターが、B工房（免税事業者）から仕入れると仕入税額控除ができないため、4,000円納付税額が増え、利益も4,000円減少してしまいます。Cホームセンターは何らかの対応が必要になります。



#### 【設例②】 Cホームセンターが免税事業者であるB工房から仕入れた場合

	B工房(免税事業者)	Cホームセンター(課税事業者)	消費者
取引	請求金額 44,000円 (売上げ 44,000円) 消費税 0円	請求金額 99,000円 (売上げ 90,000円) 消費税 9,000円	支払総額 99,000円
		支払金額 44,000円 (仕入れ 44,000円) 消費税 0円	
消費税	納付税額 0円	納付税額 9,000円	消費者が負担した消費税 9,000円

注：消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。

**Cホームセンターの消費税の納付税額：9,000円**

# 5 電子インボイスとは?



今回のインボイス制度の導入により、請求書や領収書のデジタル化が進むと聞きましたが…



政府と民間のシステム・ソフト会社が協議会を立ち上げ、電子インボイスの導入が検討されています。

## (1) 電子インボイスとは

インボイスは紙に代えて電子データで提供することができます。この電子データのことを「電子インボイス」といいます。電子インボイスは発送作業の省力化や郵送費用、印紙代の節約につながり、また電子データのまま保存することができます\*。

\*電子帳簿保存法に定める方法に準じて一定の措置を講じて保存する必要があります。

## (2) 電子インボイスで何が変わるのか

電子インボイスにより、次のような変化が期待されます。「電子インボイス推進協議会」(EIPA、2020年7月発足)では、電子インボイスの共通仕様を2021年内に固めて、2022年秋から順次サービスを始めるとしています。



EIPAホームページ

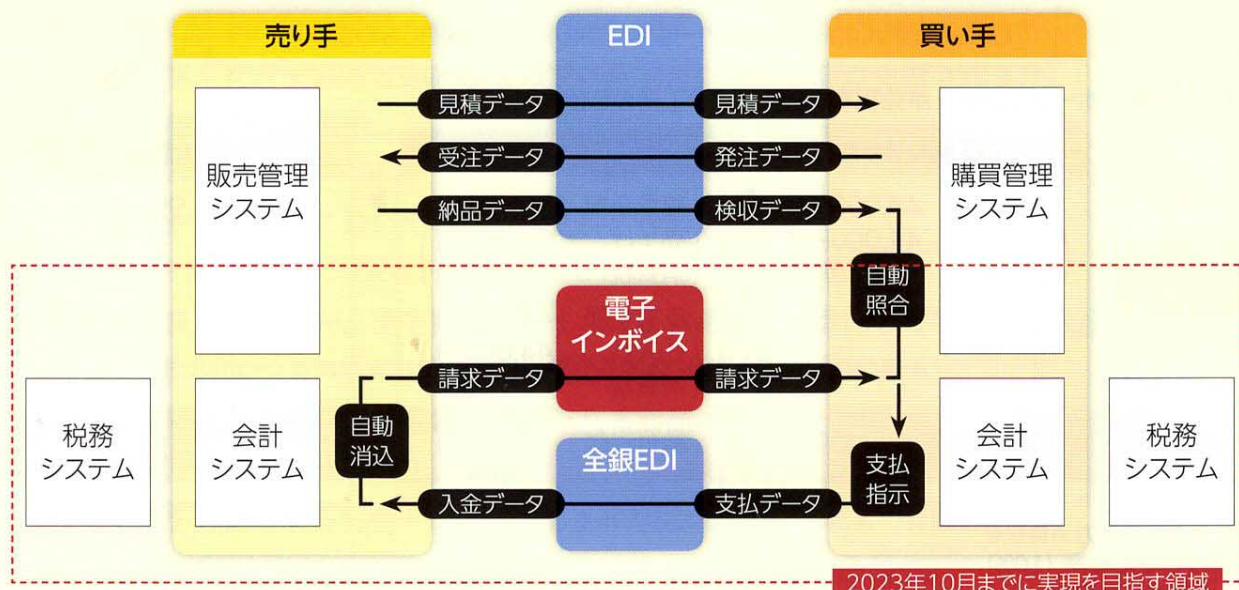
### 現状

製品やサービスの請求書を、紙の書類の郵送やメールで請求先に送付する。受け取った企業は、各企業が使用する個々のシステムにデータを入力し直す必要がある。

### 電子インボイス

請求書データ等の入力・参照をクラウド上で進められるシステムを共同開発し、取引先への入金や領収書作成を自動的に行うことが可能になる。

## ●電子インボイス・システムのイメージ



出所：電子インボイス推進協議会ホームページ



# 6 「適格請求書発行事業者」の登録申請方法は？



登録申請はどのように行えばいいですか？

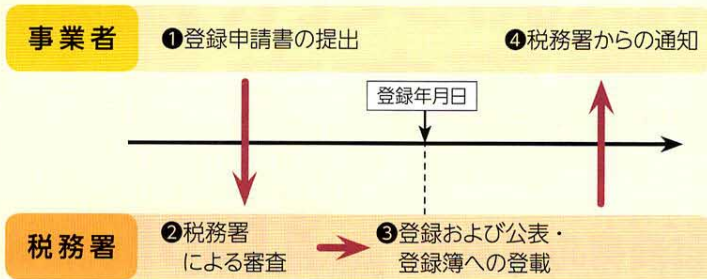


まずは、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出しましょう。

## (1) 「適格請求書発行事業者」登録申請手続きの流れ

登録申請書を税務署に提出し、審査を経て登録されると「登録番号」が通知されます。

### ●登録申請手続きの概要



- 提出先：納税地を所轄する税務署長
- 手数料：不要
- 提出方法：e-Tax（個人事業者はスマートフォンからも申請できる）、郵送、持参。

## (2) 適格請求書発行事業者登録申請書

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の様式は、すでに国税庁のHPに掲載されています。ただし、受付が始まるのは令和3年10月1日からです（令和3年9月30日までは提出できません）。

### ●適格請求書発行事業者の登録申請書

●住所、納税地、氏名又は名称  
●法人の場合は、代表者氏名、法人番号などを記入します。

事業者区分「課税事業者」「免税事業者」のいずれかにチェックを入れます（免税事業者については6頁を参照）。

2枚目は「免税事業者の確認」「登録要件の確認」事項に必要に応じて記入、チェックを入れます。

## 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入に当たっての事前準備

「適格請求書等保存方式」への対応には、次のような事前準備が必要です。

### 売り手

- ①請求書等の様式(フォーマット)の変更。
- ②インボイスの交付方法(電子インボイスの提供など)を検討。
- ③必要に応じて、レジや経理・販売・受注システムなどのシステムの投資・改修等。
- ④買い手である取引先に対して、「適格請求書発行事業者の登録・登録番号」「交付するインボイスの様式」「インボイスの交付方法」を連絡。
- ⑤インボイス制度に係る社員研修の実施。

### 買い手

- ①必要に応じて、経理・購買・発注システムなどのシステムの投資・改修等。
- ②売り手である取引先に対して、「適格請求書発行事業者の登録の有無」「受領するインボイスの様式」「インボイスの受領方法」の確認。
- ③インボイス制度に係る社員研修の実施。

売り手にとって「適格請求書発行事業者」登録は、事前準備の第一歩といえます。早期に登録申請をして、余裕を持って準備を進めましょう！

なお、会計事務所から登録申請を代理で行うこともできます。依頼する場合は、以下の「依頼書」をご利用ください。

## 依 頼 書

令和 年 月 日

会計事務所名：  
\_\_\_\_\_

消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されることから、  
当社は「適格請求書発行事業者」の登録申請を依頼します。

事業者名：  
\_\_\_\_\_

氏 名：  
\_\_\_\_\_